

第3回別府市福祉サービス事業あり方検討委員会 議事録

令和元年度 第3回 議事録概要版

- 開催日時 令和元年9月24日(火) 13:30～15:45
- 開催場所 別府市役所 5F大会議室
- 出席委員 福谷委員長、釜堀副委員長、中山委員、高橋委員、林委員、佐藤委員、笠木委員、田中委員、安東委員、西野委員、中西委員 11名
- 事務局 寺山福祉政策課長、入田、平松、安西
- 関係課 大野障害福祉課長、阿南高齢者福祉課長、野田温泉課長、三宅教育委員会社会教育課長、高田水道局営業課長
- 会次第
 1. 開会
 2. 議事
 3. その他
 4. 閉会
- 会議資料
 - 【資料1】 第3回別府市福祉サービス事業あり方検討委員会 次第
 - 【資料2】 第3回別府市福祉サービス事業あり方検討委員会 会場配席図
 - 【資料3】 見直し対象事業6「高齢者優待入浴券交付事業」
 - 【資料4】 見直し対象事業7「別府市優待入浴券交付事業」
 - 【資料5】 見直し対象事業8「重度心身障害者医療費助成事業」
 - 【資料6】 見直し対象事業9「障害者福祉手当等支給事業」
 - 【資料7】 見直し対象事業10「コミュニティーセンター入浴料金割引券交付事業」
 - 【資料8】 見直し対象事業11「水道料金福祉還付制度」

1. 開会

2. 議事

【委員長】 本日は、見直し対象事業6「高齢者優待入浴券交付事業」から順番に検討していきたい。

それでは、各事業の説明の前に質問だが、見直し対象事業3「ひとまもり・おでかけ支援事業」と見直し対象事業6「高齢者優待入浴券交付事業」について、年間支出額と別府市の全歳出に占める割合を担当課に説明をお願いします。

【関係課】 年間支出額については、見直し対象事業3「ひとまもり・おでかけ支援事業」は平成30年度1,226万円、見直し対象事業6「高齢者優待入浴券交付事業」は無料となっている10か所の市営温泉の入浴料を市民入浴券で換算した金額で考えると平成30年度2,792万3,672円となる。

別府市の全歳出に占める割合については、一般会計における歳出の決算額は平成30年度497億5,837万7,144円であるので、見直し対象事業3「ひとまもり・おでかけ支援事業」は約0.02%、見直し対象事業6「高齢者優待入浴券交付事業」は約0.06%となる。

【委員長】 歳出はこのまま減ることはなく、暫時増えていくのではないかと思う。
ただ、交付準備のための人件費や作業の負担は、どのように考えたらよいか。

【関係課】 これらの事業には、受付事務として臨時職員を配置している。
また、見直し対象事業3「ひとまもり・おでかけ支援事業」については、販売開始時期の4月は、担当課以外の福祉保健部各課からも人員を動員してバス回数券を販売している。

【委員長】 担当課だけでは対応できなくなっている。
これらの作業を委託するなど市の業務を軽減することで、高齢者サービスをできる限り持続していければいいと思う。
これも踏まえ、歳出と準備のための人件費や作業の負担の問題をどうするかということについても、ご意見をいただきたい。

それでは、見直し対象事業6「高齢者優待入浴券交付事業」、見直し対象事業7「別府市優待入浴券交付事業」、見直し対象事業10「コミュニティーセンター入浴料金割引券交付事業」について説明をお願いします。

【関係課】 【資料3】を用いて、見直し対象事業6「高齢者優待入浴券交付事業」について説明

【関係課】 無料となっている熱の湯温泉、鶴寿泉の2か所を除いた14か所の収支については、平成29年度の収入が7,754万8,730円で、支出1億9,753万8,603円で、1億1,998万9,873円の赤字となっており、少しずつ赤字額が増加している。

市内に温泉が点在しているが、特に市街地には区営温泉が多い状況で、温泉の施設は、市営温泉を除いて83か所ほどであると把握している。

また、毎年、区営温泉に関する説明会を開催しているが、区営温泉の組合長からは、区営温泉の利用者が70歳になれば高齢者優待入浴券で市営温泉を利用するようになり、区営温泉の経営に影響しているという意見をいただいている。

【関係課】 【資料4】を用いて、見直し対象事業7「別府市優待入浴券交付事業」について説明

【関係課】 【資料7】を用いて、見直し対象事業10「コミュニティーセンター入浴料金割引券交付事業」について説明

【委員長】 ただいまの説明について、ご意見・ご質問はないか。

【委員】 市営温泉の管理は民間に移行されたと思っていたが、優待入浴券が使える10か所の市営温泉については、市が直接管理しているのか。

【関係課】 優待入浴券が使える10か所の市営温泉では指定管理者が管理しており、市が直接管理しているところはない。

【委員】 赤字については、民間であれば民間がみればいいが、優待入浴券の使用に伴う差額を市から民間に渡しているのか。

【関係課】 差額の補填はしていない。

【委員】 指定管理者には指定管理料が支払われている。

【委員】 この制度は非常に問題があり、区営温泉の一番のお得意様である町内の高齢者が優待入浴券を使って市営温泉に行くので、区営温泉の経営を圧迫している。

【委員長】 70歳以上の方には市営温泉の優待入浴券もあり、更に共同湯にも税金の投入がされているので税金漬けでお風呂に入っているように見えないこともない。

ただ、中には全くそういうことに関心がなく市営温泉に行かない人もいるが、毎日利用している人にとっては優待入浴券がないと困ると聞いたことがある。

しかし、市営温泉を優待するのはもう止めて、共同湯に入ってくれということとは、特定の人が共同湯を占領し第三者が共同湯には入りにくい、入れないという話を聞くので、少し難しいかもしれない。

こういった部分も含め、どのように整理すればよいのか、いろいろな立場からご意見をいただきたい。

【委員】 市営温泉でも特定の人が入っているのでは、観光客は入りにくいという意見もある。

市営温泉も無料というのは止めて、観光客が入りやすい工夫をしたらどうか。

町内のお風呂は地域の人、市営温泉は観光客を呼び込むようなことを考えたほうがよいのではないか。無料に越したことはないが、特権になってしまっていることはないと思う。

【委員長】 この問題は別府市固有の問題であるため、別府市で解決しない限りはどうしようもない。

【副委員長】 市営温泉には市民入浴券があって、かなりの割引がある。

市営温泉の入浴料は10月から110円になるが、市民入浴券は30回1,980円なので、1回あたり66円となり、市民としては恩恵を受けているのではないか。

【委員長】 市民入浴券は70歳以上も使えるのか。

【副委員長】 全ての市営温泉に市民入浴券があるわけではないが、70歳以上も使える。生活上必要な方は市民入浴券を使用しているということを聞いたことがある。

【委員】 別府市は福祉や防災などのいろいろな分野で地域コミュニティ活性化のための事業をしているが、区営温泉を一部の人がしか利用していないとなると、ますます地域コミュニティが薄れていくのではないか。

区営温泉を地域コミュニティ活性化の場と考えてはどうか。

見直し対象事業10「コミュニティーセンター入浴料金割引券交付事業」について、目的がコミュニケーションの場の提供とあるが、どのような利用を想定しているか。

【関係課】 地域の方に集まっていたりことや芝居小屋を利用された方が利用後に温泉に入浴していただくことでコミュニケーションを図っていただくことを想定している。

別府市コミュニティーセンターの利用者は、本事業開始前は約4万人であったが、本事業開始後は徐々に利用者が増え、現在では約6万人となっている。

【委員長】 コミュニティーセンターの事業そのものの趣旨と現状はわかるが、他の入浴の優待とは趣旨が違っていると理解してよいか。

【関係課】 地域の方や利用される方のコミュニケーションの場の提供を目的としているため、他の入浴の優待とは趣旨が違っていると考えていただいてよいと思う。

【委員長】 趣旨は違っていると考えるが、割引という点では同じ。

見直し対象事業10「コミュニティーセンター入浴料金割引券交付事業」については、別府市コミュニティーセンターの趣旨とこの事業の趣旨を比較検討したうえで見直す必要があるのではないかと、という意見でまとめたい。

それでは、見直し対象事業6「高齢者優待入浴券交付事業」と見直し対象事業7「別府市優待入浴券交付事業」について、ご意見はないか。

【委員】 障がい者の場合は、温泉近くの方ではないと利用できないとか、交通手段がないと温泉に行けないとか、スロープや施設による問題とか、車椅子で入れるかどうかなどの制限があるので、一部の方に限られたサービスであると考えられるので、そういう点から言えば、受益者負担があってもよいのではないかと。

そのかわり、例えば、市民サービスとして週に1回とか月に何回か温泉が無料で入れるようなサービスがあってもよいのではないかと。

【委員長】 障がい者への優待入浴券について意見はないか。

【委員】 確かに障がい者の方というのは特別になってくるため、違う見方をしたほうがよいと思う。

【委員長】 ただ、特定の人たちだけが、たまたま行ける施設が揃っているということになるという不公平がある。

税金は常に公平に使われなければ市民の理解は得られないという基本的な問題に抵触するということが悩ましい。

市民の理解が得られるか、特定の人に特定の場所で特定のことにしかやらないことに対して、税金を投入してよいかどうかという問題である。

これが受益者負担の問題や公平にサービスが提供できているかどうか悩ましい問題であるが、ここをどう考えるか。

【委員】 少子高齢化ということで、高齢者の入浴券が福祉なのかという点がひとつある。今後も高齢化が進む中で、ますますこういった費用が膨らんでくる可能性があり、社会保障、年金を含め、まだまだ財源が必要になってくる可能性があることから、大きなメスを入れて見直す必要があると思う。

それと、市営温泉が区営温泉を圧迫することは、官が民を圧迫することなので基本的におかしい。市営温泉が赤字になっているのを税金でやっていくこと自体、止めるべきではないか。

【委員長】 それぞれの市営温泉で採算がとれる、つまり、補助金を出さずに入浴料で維持する場合の入浴料がいくらになるのかというシミュレーションはできるのか。

【関係課】 指定管理で管理している市営温泉であれば試算はできると思う。

【委員長】 区営温泉は、元個人所有のところをたまたま市が受け取ったとか、個人の家であるとか、寄付などの複雑な背景がある。せめて、市営温泉だけは、収支つまり補助金を支給せずに、指定管理者ではなく、市が直接管理して採算がとれないか。

【関係課】 試算してみないとわからないが、市が直接管理するより指定管理のほうが経費は落ちていると思う。

【委員長】 原則、それぞれの施設で採算がとれる入浴料金にする必要がある。今後の市営温泉の収支、経営について、担当課はどのように考えているか。

【関係課】 区営温泉の説明会のときに組合長から、市営温泉の入浴料金が安いのではないかというご指摘をいただいております、市営温泉の入浴料については見直しの必要があるのではないかと思います。

【委員長】 観光振興からみたら難しいかもしれないが、観光客は少し高い値段でも入る人がいるのではないか。

【委員】 内容がよければ少し高い値段でも出すのではないか。

- 【委員長】 観光客は温泉を選ぶことができるが、市民は中々選べない。
入浴料の価格設定は2つあり、市民と観光客を別にして、収入の見通しを立てることになると思う。
そこでホテルや旅館の温泉も市民に活用してもらいたいから、民と官をきちんと割り振りしないとイケない。
民間を圧迫する公の企業があってはならないという基本的な考え方である。
そのためには、収支が整うということが最終的な目的で、そのためのシミュレーションを作ってもらって、市民が1回くらいで入って、観光客は流動的な部分はあるが、市営温泉の採算がとれる価格設定とともに、高齢者の福祉をどうするかを議論すべきだと思う。
- 【委員】 有料にしないと難しいのではないかな。
- 【委員】 人件費が一番高いから区営温泉は番台を置いていないところがほとんどで、そういった努力をして運営管理をしている。
優待入浴券を高齢者に交付しているが、それにより、特に市営温泉に隣接する区営温泉の利用者は減る。高齢者に区営温泉の入浴券の補助をしてほしいという意見もある。
- 【委員長】 市営温泉は遠くて区営温泉しか入れないという方もいる。
- 【委員】 区営温泉は施設自体が古いから入りたくないという意見もあり、それに応えるために一生懸命やっているが、市営温泉は施設も立派で、おまけに安くしたら高齢者は皆そっちに行くのは当たり前である。区営温泉のことも考える必要があるのではないかな。
- 【委員長】 影響はある。区営温泉は手間がかかるので、何とかしてくれという声がたくさん出ているというのは聞いている。
- 【委員】 市営温泉は基本的には無料ではなく全額有料にして、それぞれの地区の温泉に皆さんに入っていただくように補助を出すとか、思い切ったことをやらないとますます入り手がいない。
手が付かず潰れたら、市営温泉まで行けない人にとっては大きな問題になると思う。
市営温泉は全部有料にして、地区の温泉に入ってください、市営温泉は観光客向けの施設と考えてやるというぐらいの気持ちがない限り、他の小さな温泉は潰れたら、このような会議をしても意味がない。

【委員】 区営温泉に関しては、そこまで行けない、または設備の問題もあり、介護保険に皆さん流れていくという現状がある。

市営温泉は別府の街中に限られており、近い人たちしか入れていないが、それぞれの市営温泉は手すりがあったり、バリアフリーであったりと設備が整っているため、区営温泉は難しい。

【委員長】 区営温泉に入るのは、高齢者にとってもそうだが、障がい者にとっては特に難しいと思う。

【委員】 今はマンションに温泉がついていたりするので、若者も行かない。

【委員】 障がい者は車の運転ができない方が多いので、近くの市営温泉や区営温泉を利用するしかない。

同じ市営温泉でも設備に差はあるが、ある程度は仕方がないことだと思し、皆さん慣れたところに行っている。

温泉の掃除や設備の維持管理などに費用がかかるため、いささかの負担があってもよいのではないか。

ひとつお願いがあるが、障がい者が遠慮なく利用できるように市営温泉に家族風呂を設置してほしい。

【委員長】 問題が複雑で難しいため、議論としては、絞り込みにくい。

しかし、現在のままでは継続が難しい状況だけが明確である。

一定の個人負担をどれだけ増やすかということや高齢者については年齢制限を変えとか、障がい者については設備を充実してもらいたいという意見でよろしいか。

【委員】 要介護者は自分でお風呂に入ることができないため、そうした場合は、デイサービスを利用するしかないので、週1回でもデイサービスなどでお風呂に入れるような援助をしてもらいたい。

その代わりに、いろいろな設備が整っている市営温泉は有料にして、援助の原資を確保することを考える必要があるのではないか。

【委員長】 障がい者の方でも市営温泉や共同湯に行ける人とそうでない人とを峻別をして考える。障がい者も多様でいらっしゃるので、この辺はきめ細かく分けないと難しい。

【委員】 介護保険には公費が出ているので、そういった財源にするためにも今のお話というのは必要なのかなと思う。

優待入浴券の利用率についてだが、高齢者は発券枚数から計算すると約30%となるが、障がい者はどの程度となるのか。

【関係課】 発券枚数から計算すると約20%である。

【委員長】 この問題は方向というより、いくつかの可能性を提示するもので、委員会としては複数の意見が並行して出ている状態で終わるが、具体的には担当課が様々な可能性を含めて議論し、具体的な政策を決定していただくということによろしいか。

それでは、見直し対象事業8「重度心身障害者医療費助成事業」について説明をお願いします。

【関係課】 【資料5】を用いて、見直し対象事業8「重度心身障害者医療費助成事業」について説明

【委員長】 ただいまの説明について、ご意見・ご質問はないか。
争点は、所得制限の問題と対象となる障害等級というところか。

【委員】 他の市町村は、かなり前から所得制限をされていると聞いているが、別府市だけが所得制限を設けなかったのかが不思議であり、タイミングを逃しているのかなという感じがしている。

所得制限があってもおかしくない時代になっていると思う。

また、この事業は申請にかなりの手間がかかっていたため、自動償還払いが開始されることは、施設にとっても利用者にとってもいいことだと思う。

【委員】 事業をしている人や他の雑収入がある人は別として、障がい者は基礎年金だけの人が多いと思うので、所得制限は難しいのではないか。

【委員】 他の市町村では、どの程度の収入があれば所得制限の対象となるのか。

【関係課】 老齢福祉年金の所得制限を準用している。

本人や扶養義務者の所得状況で違ってくるため、一律に金額を示すことは難しい。

【委員長】 所得制限を設けても、そんなに支出は減らないのか。

【関係課】 所得制限に該当する方は、そもそも申請をしていないことが多いので対象者を絞りにくいですが、現在、申請者は月に約1,300人いるが、そのうち約140人が対象となると思われる。

なお、別府市が所得制限を設けていない理由はわからない。

【委員長】 生活に困窮するとか、どうしても自分では払いきれない人に対して支援することが制度の趣旨で、一定以上の所得があり生活ができる人は、自己負担してくださいというのが福祉サービスの基本的な方針である。この制度を維持するためには、基本的な精神に基づき、一定の所得制限を設けないと、制度が破綻する可能性がある。

ひとつ聞きたいが、これからますます重度心身障害者は増えるのか。医療制度がだんだん発達し、予防医療ができてくると、こういう対象の人は減るという考えもあるが。

【委員】 延べ人数から見ると少し減っているような感じではあるが、逆に医療が発達することにより、亡くなられていた方が延命されるということもある。子どもの率が増えてきていることもある。

【委員長】 因果関係が逆のケースもあるので、勝手な予想はできないということか。

この事業について他に意見がなければ、以上で終了する。

それでは、見直し対象事業9「障害者福祉手当等支給事業」について説明をお願いします。

【関係課】 【資料6】を用いて、見直し対象事業9「障害者福祉手当等支給事業」について説明

【委員長】 ただいまの説明について、ご意見・ご質問はないか。

初めて聞く内容であるため議論しにくいと思うが、活用できないというところに問題があることは間違いない。

【委員】 年に一度の福祉手当をととても楽しみにしている方が多い。

福祉手当自体は別府市でも利用者本人の所得、受給条件があるため、特に問題はないと思うが、福祉手当とタクシー手当が一緒になっているので、他の市町村のように福祉手当からタクシー手当を分離し、タクシー券に変えたほうがわかりやすいのではないか。

タクシー手当として現金を渡すより、タクシー券にしたほうが、社会参加を促したり、生活に役立つことになり、本来の手当として効果があるのではないか。

別府市のオリジナルの事業であるリフト付きタクシー券の助成については、下肢の障がい以外でも病院受診などでタクシー券を使う方が非常に多いが、リフト付きタクシー券の助成を受けている方からは、リフト付きタクシーの予約が取れないので、スロープ付きのタクシーやユニバーサルデザインのタクシー、自分の障がいを理解されている馴染みのタクシーの会社や個人タクシーを対象にしてもらえたらという話を聞く。

また、昔と違って下肢や体幹機能障がいの方でも免許を取り、自分で車を所有している方もたくさんいる。別府市は、障がいにとても理解があり、住みやすく、評判がよいと思っているが、今後移住される方がかなり増えるかもしれないので、他の市町村のように、支給対象者、利用できるタクシーの種類、他の制度との併用の可否などの条件を整理し、一度この制度を考え直したほうがよいと思う。

【委員長】 改善する方向や論点が明確になってきたが、他に意見はないか。
手当でやるよりもタクシー券にしたほうが業務はしやすいのか。

【関係課】 タクシー手当をタクシー券にしたほうが、わかりやすくなると思う。

タクシー手当は福祉手当と一緒に振り込まれるので、あらかじめお知らせを出しているが、わかりにくいのではないかと思う。

タクシー手当は利用目的が曖昧で金額もいくらならよいのかという基本がないので、制度の目的から考えると移動支援に特化させることも検討が必要だと思う。

ただし、タクシー手当をタクシー券で交付する場合は、タクシー券の交付などの新たな事務についても考えなければならない。

【委員長】 様々な支援は豊かにするが、使用以外の目的で使われる可能性があるので、きちんと限定するということが大事である。

【委員】 タクシー券は、車を持っている方にも配布されているので、無駄なことがある。
タクシー券500円1枚ではタクシー初乗り料金にも足りないもので、利用しにくいと聞いたことがある。タクシー券をもらっても社会参加の促進という目的を達成できているかわかりにくいので、タクシー手当の一部として配られているタクシー券はなくしてよいのではないか。

【委員長】 目的に適った福祉政策なり、支給事業なり、原点からもう一度見直すということも必要かもしれない。

【委員】 リフト付きタクシーを利用しようにも予約がとれない。

【委員長】 この事業について他に意見がなければ、以上で終了する。
それでは、見直し対象事業 1 1 「水道料金福祉還付制度」について説明をお願いします。

【関係課】 【資料 8】を用いて、見直し対象事業 1 1 「水道料金福祉還付制度」について説明

【委員長】 ただいまの説明について、ご意見・ご質問はないか。

【委員】 申請はどのようにするのか。

【関係課】 水道局の窓口に来ていただき、申請書を提出いただく。

【委員】 この制度を初めて聞いたが、知らない方も多いのでは。

【関係課】 検針票の裏面でお知らせしていますが、周知不足という部分はあると思う。
何年か前に、民生委員の総会でお知らせしたことがあります。そのときは、多くの方が申請されましたが、お知らせしなくなると、申請が減ったのも事実です。

【委員長】 福祉政策との因果関係がよくわからないので、この制度が作られた理由について説明をお願いします。

【関係課】 平成 9 年度に水道料金の改定をした結果、平成 1 0 年度の利益余剰金が約 8 億円となり、市民に還元してはどうかとの議論になり、水道料金を福祉目的に使用することはおかしいとの意見もあったが、対象者を限定したうえで経済的負担を軽減する目的で開始された。

【委員】 水道は、4 0 年ぐらい経ち、配管が古くなっているという話を聞く。
福祉関係も大事だが、古い配管の整備なども大事である。
また、制度を知っている人はいいが、知らない人にとっては不公平であるので、そういった面で見直しを考えてもいいのではないか。

【委員長】 制度そのものの根本的な趣旨が公明正大ではなさそうであるが、この制度を止めるとなると反対は大きくなりそうである。

【関係課】 そういったことはあると思う。

給水収益の落ち込みに歯止めがかからない状況であるため、安易な値上げにならないよう費用の削減に取り組んでいるところであるが、財源が確保できなければ、場合によっては水道料金の値上げしか方法がない。

【委員】 別府市から対象者の名簿をもらい、水道局からお知らせすることはできないか。

【委員長】 意図はよくわかるが、名簿を使うのは難しいし、委員会では議論しにくい。むしろ、この制度を残す必要があるのかどうか。

この制度をなくすとすると、どのように説明をするかということになる。

水道施設の維持や更新には費用がかかるので、収入を増やすか、支出を減らさなければならぬが、支出を減らすというところで、この還付金について説明する必要があると思う。

収入の見通しは人口減の関係で、支出の見通しは設備の更新に係る費用から出ると思うので、この制度のあり方については、全体の構図や見通しを説明しなければならないことに留意してほしい。

対象年齢を引き上げるなどの条件を見直す方法もあると思うが、根本的な問題を見直すほうがいいと思う。

【委員】 福祉とは、住民が政策などによって公平公正に最低限の生活が安全・安心に守られていると感じられることだと思うので、この制度が福祉サービスなのかということを検討する必要があると思う。

【委員長】 この事業について他に意見がなければ、以上で終了する。

第4回の委員会については、意見書の取りまとめのための準備として、委員の皆様から出た意見をまとめ、確認と意見交換を行いたいと思う。

【委員】 異議なし

3. その他

【委員長】 最後に、その他について何かないか。

【委員】 特になし

4. 閉会

【委員長】 以上をもって、第3回別府市福祉サービス事業あり方検討委員会を終了する。